(1)役員会

① 設置の趣旨(目的)及び組織

ア 組織設置の趣旨(目的)

役員会は、国立大学法人法第 11 条第3項に則り整備された国立大学法人上越教育大学役員会規則に基づき、次のとおり本学運営に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見(国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見)及び年度計画に関する事項
- ii) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- iii) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- iv) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- v) その他役員会が定める重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

役員会は、学長及び理事で組織されている。役員会規則において、「監事、副学長及び事務局長は、 役員会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事、副学長及び事務局長に出 席を求めている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

役員会は、原則、毎月第2水曜日に開催。令和5年度においては、11回(第184回~第194回)開催 した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①WEB 会議の推進等に係る基本方針 ②常任理事の兼業 ③令和4事業年度決算 ④令和6年度概算要求 ⑤令和5年度学内補正予算(第1次) ⑥非常勤職員給与の改定 ⑦令和5年度研究費不正使用防止計画 ⑧経営等人材の確保・育成方針の策定 ⑨経営協議会の学外委員選考方針の策定 ⑩クロスアポイントメント手当の新設 ⑪令和5年度学内補正予算(第2次) ⑫クラウドファンディングの導入 ⑬国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告 ⑭大学院学校教育研究科と学校教育学部のコース再編に伴う教員組織と教育組織の一体的運営体制の整備及び同整備に伴う学則等の改正 ⑮給与関係規則の一部改正 ⑯監事候補者選考会議の設置 ⑰客員参与の委嘱 ⑱いじめ・生徒指導研究研修センターの設置場所 ⑲いじめ・生徒指導研究研修センターの整備に伴う学内規則等の改正 ⑳国立大学法人上越教育大学経営協議会規則の一部改正 ㉑職員労働時間、休暇等規程の一部改正 ㉑令和6年度からの教員組織と教育組織の一体的運営体制の整備に伴う学内規則等の改正 ㉑向付替保護規程等の一部改正 ㉑令和5年度学内補正予算(第3次) ㉑令和6年度学内予算編成方針 ㉑、監事に求める役割及び人材像 ㉑、人事関係規則の一部改正 ㉒。管害者差別解消推進役職員対応規程の一部改正 ㉑令和6年度学内予算 ㉑、職員宿舎中長期計画 ㉑。事務組織規則の一部改正等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に経営等人材の確保・育成方針の策定、教員組織と教育組織の一体的運営体制の整備及び 大学教員人事計画について審議し、組織の運営体制について見直しを行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

役員会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分機能している。特に、監事、副 学長及び事務局長に毎回出席を求め、意見を聴取しており、適正な大学運営の確保に努めている。